

平成 2 9 年度第 9 回

十和田市農業委員会総会議事録

期日 平成 2 9 年 1 1 月 1 5 日

場所 十和田市役所議会会議室

平成29年度第9回十和田市農業委員会総会

1. 場 所 十和田市役所議会会議室

2. 開 会 日 時 平成29年11月15日(水) 午後2時00分

3. 閉 会 日 時 平成29年11月15日(水) 午後2時33分

4. 出席農業委員(19名)

1番	野 月 弘 行 君	2番	小 田 正 喜 君
3番	外 山 康 仁 君	4番	小笠原 和 男 君
5番	箕 輪 展 忠 君	6番	竹 浦 寿 広 君
7番	野 崎 さち子 君	8番	中野渡 稔 君
9番	北 上 稔 君	10番	國 分 弘 志 君
11番	甲 田 稔 君	12番	豊 川 洋 人 君
13番	小 川 正 孝 君	14番	新屋敷 より子 君
15番	杉 山 秀 明 君	16番	中 野 均 君
17番	米 田 一 典 君	18番	山 崎 誠 一 君
19番	力 石 堅太郎 君		

5. 欠席農業委員(0名)

6. 出席農地利用最適化推進委員(2名)

三本木 関 川 明 君 六日町 竹ヶ原 竹 夫 君

7. 欠席農地利用最適化推進委員(0名)

8. 会議に付した案件

報告第39号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

報告第40号	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第41号	農地の転用事実に関する照会について
報告第42号	農地等の現況について（十和田市）
報告第43号	農地法第3条第1項の規定に基づく許可処分の取消しについて
報告第44号	農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可の取下げについて
報告第45号	農用地利用配分計画の認可について
議案第60号	農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第61号	十和田市農用地利用集積計画の作成に係る要請について
議案第62号	十和田市農用地利用集積計画の決定について
議案第63号	農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について

9. 議事録署名委員

7番 野崎 さち子 君 10番 國分 弘志 君

10. 会議事件の説明及び職務のため出席した職員

事務局 長	佐々木 勇 悦	事務局 次長	市 澤 新 吾
事務局 農地係長	越 田 守	事務局 振興係長	力 石 浩 暢
事務局 主任主査	山 崎 和 也	事務局 主任主査	野 月 明 久
事務局 主査	中 村 俊 文	事務局 主事	江 渡 俊 裕

11. 書 記

事務局 主査 中 村 俊 文

議 長（力石堅太郎君）出席委員は定足数に達しておりますので、総会は成立いたしました。只今より、平成29年11月7日告示招集いたしました平成29年度第9回十和田市農業委員会総会を開会いたします。

議 長（力石堅太郎君）これより本日の会議を開きます。はじめに、議事録署名委員の指名を行います。お諮りいたします。議事録署名委員は議長において指名することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（力石堅太郎君）ご異議なしと認め、議長より指名いたします。7番 野崎 さち子 委員、10番 國分 弘志 委員を指名いたします。

議 長（力石堅太郎君）会議書記には 中村 俊文 君を、参与には事務局長以下各職員を任命いたします。

議 長（力石堅太郎君）次に、会期の決定を行います。お諮りいたします。総会の会期は本日1日限りとしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（力石堅太郎君）ご異議なしと認め、総会の会期は本日1日限りと決定いたしました。

議 長（力石堅太郎君）次に報告第39号について事務局から報告をいたします。

事務局長（佐々木勇悦君）1ページをお願いいたします。報告第39号、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について。農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告する件でございます。2ページから4ページになります。今回は12件で、全て合意解約によるものです。29番は自ら耕作するものであります。30番から40番までは農地中間管理機構との賃貸借契約を解約し、その後使用貸借に切り替えるものであります。なお詳細につきましては、26ページの議案第62号に記載されております。以上であります。

議 長（力石堅太郎君）報告について、意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。よって報告第39号を報告済みといたします。

議長（力石堅太郎君）次に報告第40号について事務局から報告をいたします。

事務局長（佐々木勇悦君）5ページをお願いいたします。報告第40号、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について。農地法施行規則第21条の規定により、別紙のとおり相続等による権利取得の届出書を受理したので報告する件でございます。6ページから8ページになります。今回は9件で、全て相続による取得です。あっせん等の希望はありません。61番は一部貸借中、その他は自ら耕作するものです。62番63番は自ら耕作するものです。64番は農地として管理するものです。65番は今後売買を予定しております。25ページ18番で基盤法での売買があります。66番は一部貸借中、その他は自ら耕作するものです。67番は一部山林及び池沼となっておりますが、その他は自ら耕作するものです。68番は農地として管理するものです。69番は自ら耕作するものです。なお、相続を受けた農地の一部が農地以外の用途になっているものについては、今後分筆及び地目変更等の指導をしていきたいと思っております。以上であります。

議長（力石堅太郎君）報告について、意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。よって報告第40号を報告済みといたします。

議長（力石堅太郎君）次に報告第41号について事務局から報告をいたします。

事務局長（佐々木勇悦君）9ページをお願いいたします。報告第41号、農地の転用事実に関する照会について。青森地方法務局十和田支局から別紙土地の現況について照会があったので、現地調査等の結果に基づき別紙のとおり回答したので報告する件でございます。10ページお願いいたします。今回の照会件数は6件8筆で、現地調査は11月7日に実施し、法務局への回答は11月9日に行っております。21番は主要地方道三沢十和田線の青森総合警備保障十和田支店北側道路を東に約330メートル直進し、そこから南に約150メートル進んだ突き当りでございます。申請地①と②は隣接しており、雑木が繁茂しており、非農地と回答しました。22番はレストランペリカン東側の信号のある交差点から北に約500メートル直進し、そこから西に約60メートル進んだ地点です。申請地は雑木が繁茂しており、非農地と回答しました。23番は国道4号沿いの一本木沢のファミリーマート前の交差点から西に約900メートル進んだ地点から南に100メートル進んだ地点です。申請地は一部傾斜地で雑

木が繁茂しており、非農地と回答しました。24番は特別養護老人ホーム一葉園から西に約500メートル進み、そこから北西方向に約460メートル進んだ道路の南側です。申請地①と②は隣接しており、約20年ほど前から簡易な建物数棟と小屋など宅地として利用されていることから非農地と回答しました。25番は柏木集落から西に約800メートル進んだ地点から、南に約700メートル進んだ突き当りです。申請地は雑木が繁茂しており、非農地と回答しました。26番は立石集落から林道を約1,200メートル進んだ地点の道路南側です。申請地には高さ15メートル以上の杉林となっており、非農地と回答しました。以上であります。

議 長（力石堅太郎君）報告について、意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（力石堅太郎君）なしと認めます。よって報告第41号を報告済みといたします。

議 長（力石堅太郎君）次に報告第42号について事務局から報告をいたします。

事務局長（佐々木勇悦君）11ページお願いいたします。報告第42号、農地等の現況について、十和田市。十和田市長から別紙土地の現況について照会があったので、現地調査等の結果に基づき別紙のとおり回答したので報告する件でございます。12ページお願いいたします。今回の照会件数は2件2筆で、現地調査は11月7日に実施し、十和田市への回答は11月9日に行っております。11番は県道上野十和田線沿いの株式会社大阪前の道路を西に約150メートル進んだ道路の北側です。申請地には長芋が作付けされており、農地と回答しました。12番は藤島の旧サークルK店舗跡地北側道路を東に約600メートル進み、さらに南東に約300メートル進んだ道路の北側です。申請地は稲刈りの形跡があり、農地と回答しました。以上であります。

議 長（力石堅太郎君）報告について、意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（力石堅太郎君）なしと認めます。よって報告第42号を報告済みといたします。

議 長（力石堅太郎君）次に報告第43号について事務局から報告をいたします。

事務局長（佐々木勇悦君）13ページお願いいたします。報告第43号、農地法第3条第1項の規定に基づく許可処分取消しについて。農地法第3条第1項の規定に基づく許可処分について、別紙のとおり当事者による取消し願の提出があったので

報告する件でございます。最初に14ページの別紙1について説明いたします。この3条の取消しについての経緯を若干説明いたします。なお、16ページの報告第44号、農地法第4条の農地転用許可の取下げとも関連いたします。まず別紙1でありますけれども、本件は平成29年4月の総会で農地法第3条の許可となった案件です。許可の農地は耕作されず、農機具保管庫が建築されていることから、事務局は工事の中止と農地転用の申請を行うよう指導しました。その後、農地法第4条の転用申請があり、9月の総会で許可相当として県知事に意見書を送付しました。しかし県構造政策課から3条の趣旨に合わない指摘があり、県の指導で3条許可の取消しと4条申請の取下げを行うものでございます。今後5条による転用申請を行うこととなります。次に別紙2について説明いたします。15ページになります。この件につきましては、平成23年4月22日付で贈与での所有権移転が許可されたものです。その後申請人から平成29年10月23日付けで取消し願の提出がありました。取消し理由として許可後から現在に至るまで所有権移転の登記が行われておらず、その間に譲受人が体調を崩し、営農が困難となったためです。なお今回新たな譲受人が見つかり、21ページ90番で贈与の申請があります。以上であります。

議長（力石堅太郎君）報告について、意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。よって報告第43号を報告済みといたします。

議長（力石堅太郎君）次に報告第44号について事務局から報告をいたします。

事務局長（佐々木勇悦君）16ページお願いいたします。報告第44号、農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可の取下げについて。農地法第4条第1項の規定に基づき申請のあった農地転用許可申請について、別紙のとおり当事者による取下げ願の提出があったので報告する件でございます。17ページお願いいたします。先ほど3条の取消しのところでも説明しましたけれども、農地法第3条の取消しにより、今度第5条の許可申請をするため、農地法第4条を取下げするものでございます。以上であります。

議長（力石堅太郎君）報告について、意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。よって報告第44号を報告済みといたします。

議長（力石堅太郎君）次に報告第45号について事務局から報告をいたします。

事務局長（佐々木勇悦君） 18ページをお願いいたします。報告第45号、農用地利用配分計画の認可について。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定に基づき、農用地利用配分計画の認可について、別紙のとおり青森県知事から通知があったので報告する件でございます。19ページお願いいたします。今回の報告案件は平成29年度第7回総会議案第50号で農用地利用集積計画の決定の承認をされたものについて、平成29年11月1日付で県知事から配分計画の認可があったものでございます。利用権を設定する者は中間管理機構である公益社団法人あおもり農林業支援センターです。賃借権の設定が合計3件9筆、面積が20,206平方メートルです。以上であります。

議長（力石堅太郎君） 報告について、意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君） なしと認めます。よって報告第45号を報告済みといたします。

議長（力石堅太郎君） ここからは議案に入ります。今月担当した農用地利用調査班は第1班で、調査員は北上班長、外山委員、新屋敷委員の3名です。11月7日に現地調査及び市役所新館4階会議室での聴取調査を行っております。

議長（力石堅太郎君） ここで暫時休憩します。

休憩 午後2時16分

（ _____ 委員 退席 ）

再開 午後2時17分

議長（力石堅太郎君） 休憩を解いて会議を再開します。

議長（力石堅太郎君） 次に議案第60号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（佐々木勇悦君） 20ページをお願いいたします。議案第60号、農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について。農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求める件でございます。

議長（力石堅太郎君） 許可申請に係る現地調査と聴取調査の結果について報告願

ます。9番 北上 稔 委員、お願いいたします。

報告委員（北上稔君）第3条の許可に関する報告をいたします。今月の3条申請は7件で、うち所有権移転が4件、賃借権設定が2件、合意解除による所有権移転が1件です。まず所有権移転ですが、申請番号89番から92番までの4件はすべて贈与によるもので、91番は親から子への贈与ですが、それ以外はすべて知人への贈与となっています。22ページは賃借権の設定で、申請番号62番と63番はともに労力不足により賃貸借するものです。23ページは合意解除による所有権移転で、13ページの報告第43号で事務局から説明があったとおり、3条許可により所有権が移転したものを、譲受人と譲渡人、双方の合意解除により所有権を元の状態に戻すものです。以上について、現地確認と写真での確認の結果、5条転用を予定している23ページの申請番号1番を除く申請地は全て農地として管理されており、また申請書は適当と認められますので、委員の皆様の審議をお願い申し上げ、報告といたします。

議長（力石堅太郎君）北上委員、ご苦労様でした。事務局から提出議案の内容を説明いたします。

事務局長（佐々木勇悦君）所有権移転の89番から92番及び賃借権の62番63番は農地法第3条第2項各号の判断につきましては、お手元の調査書のとおりで該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上であります。

議長（力石堅太郎君）これより質疑に入ります。ありませんか。

議長（力石堅太郎君）6番、竹浦委員。

委員（竹浦寿広君）23ページも入っているでしょ。この件について先ほどから3条、4条、5条と出てきていますけれども、先ほど事務局での説明ではこの解約した理由、3条の趣旨に合わないような話をして再度5条の申請をするとのことですが、申請した時点では農業委員会では許可を出したということですよ。

事務局長（佐々木勇悦君）当初3条での申請ということで許可いたしました。その後申請者の方で農機具倉庫、簡易なものを建てるつもりが、どうせ機械を保管するのであれば叩きを打って、機械が下がらないように保管しやすいように叩きを打ったとのことで、違反転用になりますけれども、その関係で3条を解約、4条を取下げ、新たに5条申請するという形になりました。

委員（竹浦寿広君）私もその場所を見てきましたが、始末書付きで許可相当としたと思いますが、それでもまた問題があって取下げたということですか。県から指摘があったのですか。

事務局長（佐々木勇悦君）県から3条には見合わないということで、5条が妥当だということで、3条取消し、4条取下げ、5条で新たに申請しなさいという県の指導を受けて今回のようになりました。

議 長（力石堅太郎君）よろしいですか。

議 長（力石堅太郎君）その他ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（力石堅太郎君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（力石堅太郎君）ご異議なしと認めます。よって議案第60号は許可することに決定いたしました。

議 長（力石堅太郎君）ここで暫時休憩します。

休憩 午後2時23分

（ _____ 委員 着席 ）

再開 午後2時23分

議 長（力石堅太郎君）休憩を解いて会議を再開します。

議 長（力石堅太郎君）次に議案第61号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（佐々木勇悦君）24ページお願いいたします。議案第61号、十和田市農用地利用集積計画の作成に係る要請について。農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、十和田市長に対して別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるよう要請することの承認を求める件でございます。

議 長（力石堅太郎君）農用地利用調整会議の結果について報告願います。3番 外山康仁 委員、お願いいたします。

報告委員（外山康仁君） それでは十和田市農用地利用集積計画の作成に係る要請に関する報告をいたします。11月7日午後に、北上班長、新屋敷委員、私の3名で会長室において農用地利用調整会議を行い、聴取調査を実施しました。今月のあっせん件数は所有権移転の1件です。申請地はすべて農業振興地域内の農用地区域内農地であり、所有権の移転を受ける者は認定農業者です。今月のあっせん対象の1件は相手方要望により売買するものですが、申請地は所有権の移転を受ける者の経営する農地の近くにあることから農地の集約が図られるものと考えます。利用調整委員としては、申請内容及びあっせんについて適当と認めましたので、その旨を11月7日付で会長あてに農用地利用調整会議の調整結果として報告しております。以上のことから、委員の皆様の審議をお願い申し上げ、報告といたします。

議長（力石堅太郎君） 外山委員、ご苦労様でした。事務局から提出議案の内容を説明いたします。

事務局長（佐々木勇悦君） 今回申請のあった所有権移転1件につきましては、調査書のとおりで農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上であります。

議長（力石堅太郎君） これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君） なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり要請することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君） ご異議なしと認めます。よって議案第61号は要請することに決定いたしました。

議長（力石堅太郎君） 次に議案第62号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（佐々木勇悦君） 26ページお願いいたします。議案第62号、十和田市農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農地中間管理機構に係る農用地利用集積計画の作成について、別紙のとおり十和田市長から依頼があったので、農業委員会の意見を求める件でございます。27ページから30ページになります。使用貸借による権利が、14件55筆、119,532平方メートルです。93番から103番までは再設定です。10

4番105番は耕作者集積協力金の対象です。106番は大不動産を除いて耕作者集積協力金の対象です。利用権の設定を受ける者は全て農地中間管理機構である公益社団法人あおもり農林業支援センターで、利用権設定期間は104番は5年間で、その他は10年間となっております。以上であります。

議長（力石堅太郎君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）ご異議なしと認めます。よって議案第62号は承認することに決定いたしました。

議長（力石堅太郎君）次に議案第63号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（佐々木勇悦君）31ページお願いします。議案第63号、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について。農地法第5条第3項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するための意見を求める件でございます。

議長（力石堅太郎君）許可申請に係る現地調査及び聴取調査の結果について報告願います。14番 新屋敷 より子 委員、お願いします。

報告委員（新屋敷より子君）それでは第5条の農地転用に関する報告をいたします。第5条の農地転用は今回は申請番号48番から50番までの3件です。申請番号48番の転用事由は自己住宅の建築です。申請地は共有地ですが、譲受人は譲渡人から共有持ち分2分の1を譲り受けて、自己住宅を建築します。49番は太陽光発電施設の整備です。非農地を併用して事業用地とするもので、農地を含む計画面積9.1ヘクタールに地上権を設定し、事業費は合計で約15億円を見込んでいます。50番は自己住宅の建築ですが、こちらは使用貸借により祖父から農地を借り受けて住宅を建築するもので、借家住まいの解消となります。次に農地区分についてですが、申請番号48番は都市計画法の用途地域内であり、第3種農地に該当します。申請番号49番は農用地区域内にある農地以外の農地であり、いずれの要件にも該当しない農地で、第2種農地、その他の農地に該当します。申請番号50番は第1種農地ですが、集落に接続して設置されるものである

ことから不許可の例外となります。以上、現地調査と聴取調査の結果、申請地は農地転用の要件を満たしており、また申請内容に対して適当と認められますので、委員の皆様の審議をお願い申し上げ、報告といたします。

議 長（力石堅太郎君）新屋敷委員、ご苦労様です。事務局から提出議案の内容を説明いたします。

事務局長（佐々木勇悦君）補足説明いたします。49番の場所は十和田済誠会病院の西隣です。49番の場所は東小学校から北西に約840メートル進んだ地点です。50番の場所は二ツ家集会所から南に約180メートル進んだ地点です。以上であります。

議 長（力石堅太郎君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（力石堅太郎君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（力石堅太郎君）ご異議なしと認めます。よって議案第63号は許可相当とすることに決定いたしました。

議 長（力石堅太郎君）以上で今総会に付議されました議事は全て終了いたしました。これをもちまして、平成29年度第9回十和田市農業委員会総会を閉会いたします。誠に苦労様でした。

————— 閉会 午後2時33分 —————